

環境目標値について

1 概要

環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。さらに、本市ではより良い環境を目指すために、吹田市環境基本条例に基づき、環境基本計画で、「環境目標」を定めています。

2 変更箇所

(1) 本市独自で設定していた項目の変更箇所

特殊項目（対象水域／安威川下流・神崎川）

項目	目標値：変更前	目標値：変更後	変更理由
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01mg/L 以下	検出されないこと	大阪府の環境保全目標値の変更による

(2) 環境基準と同値の環境目標の項目の変更箇所

ア 大気

(ア) 大気汚染・悪臭

(対象地域／車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域)

項目	目標値：変更前	目標値：変更後	変更理由
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	国の環境基準の変更による

イ 水

(ア) 健康項目（対象水域／全公共用水域）

項目	目標値：変更前	目標値：変更後	変更理由
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下	国の環境基準の変更による

(イ) 生活環境項目（対象水域／安威川、神崎川）

項目 類型	利用目的の 適応性	項目（BOD等 5項目）	目標値： 変更前	目標値： 変更後	変更理由
E	工業用水3級 環境保全	浮遊物質(SS)	100 mg /L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	国の環境基準の変 更による

ウ 地盤

(ア) 地下水

項目	目標値：変更前	目標値：変更後	変更理由
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下	国の環境基準の変更による

(イ) 土壌汚染（対象地域／市内全域）

項目	目標値：変更前	目標値：変更後	変更理由
クロロエチレン（別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー）		検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	国の環境基準の変更による
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	国の環境基準の変更による

3 今後

公害防止対策として、本市独自で本市の環境目標値の大幅な変更を行う場合は、本審議会において、審議していただき、国の環境基準、大阪府の環境保全目標値の変更に伴う本市の環境目標値の変更については、適宜、本審議会に報告いたします。